

規範

横領罪は委託信任関係も保護法益とするから、横領罪における「占有」とは、濫用のおそれのある支配力をいい、物に対する事実上の支配だけでなく法律上の支配も含む。

Point

- 「自己の占有する（略）物」に当たるかが問題となる。
- 窃盗罪などの占有移転罪における「占有」は物の事実上の支配に限られるが、横領罪における「占有」は事実上の支配だけでなく、法律上の支配も含む。法律上の支配とは、自己が他人の物を容易に処分しうる状態をいう。典型例として、不動産の占有と預金による金銭の占有がある。

事案類型ごとの当てはめのポイント	
不動産	登記名義人は、不動産の処分を自由に行える立場にあるから、登記名義人に法律上の支配が認められる。 また、登記名義人ではなくとも、不動産を処分しうる地位を与えられている場合も、「自己の占有する」の要件を充足する。典型的には、登記申請に必要な書類を有している者が挙げられる。
預金	払戻し権限がある場合は、口座の現金を自由に引き出すことができるから、濫用のおそれがある支配力を有しているといえるため、法律上の支配が認められる。 ※預金の場合は、「金銭の他人性」も問題となる点に留意。

過去問（司法）：H19, R2

過去問（予備）：H27, H30, R1, R7